

小豆島町空き家家財道具処分補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、空き家の所有者又は空き家の物件購入者が行う空き家内の家財道具の処分に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、町内にある空き家の流動性の向上と有効活用を図るとともに、町への移住・定住を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存する建物で、居住その他の使用がなされていないことが常態である一戸建て専用住宅及び一戸建て併用住宅をいう。ただし、附属する物置、納屋等は含まない。
- (2) 所有者 空き家の所有権を有する者をいう。
- (3) 移住 小豆郡外で3年以上在住した後、定住の意思をもって町に住民登録し、かつ、生活の本拠を町内に置くことをいう。
- (4) 空き家バンク 所有者から登録の申込みを受け、空き家を登録し、空き家の購入又は賃貸を希望する者に対して情報提供を行う、町が実施する制度をいう。
- (5) 物件購入者 空き家バンクに登録された空き家を購入しており、第7条の定める交付の申請（以下「交付申請」という。）日において空き家の売買契約締結日から2年未満の者。
- (6) 空き家資源活用住宅 小豆島町空き家資源活用住宅条例(令和6年小豆島町条例第11号)第1条に規定される住宅をいう。
- (7) 町内事業者 町内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業者をいう。
- (8) 家財道具の処分 空き家又は空き家であった住宅の利活用のために不要な家財道具等を運搬・廃棄処分することをいう。ただし、併用住宅において、店舗部分の用に供されていた家財道具の廃棄処分を除く。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 空き家バンクに登録している又は登録しようとする空き家の所有者であって、概ね3年以上、引き続き、空き家バンクに登録する意思のある者
- (2) 物件購入者で町内に移住して2年未満の者又は町内に移住しようとする者であって、概ね3年以上、居住又は利用する意思のある者
- (3) 町と空き家資源活用住宅の定期契約を締結した者

(交付要件)

第4条 補助金の交付を受けるためには次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 補助金の交付対象となる家財道具の処分（以下「補助対象事業」という。）に関して、国、県又は町から補助若しくは補償等を受けていないこと。
- (2) 交付対象者及びその同一世帯が属する者（以下「世帯構成員」という。）が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (3) 交付対象者及び世帯構成員が町税、その他の町に納付すべき金銭を滞納していないこと。
- (4) 補助対象事業を事業者に依頼して実施するときは、町内事業者に依頼すること。
- (5) 物件購入者は、3親等以内の親族との売買契約により空き家を購入したものでないこと。

(6) 過去に、この告示による補助金にて家財道具の処分を行った空き家でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 家財道具等の処分に要する費用

(2) 前号の処分に係る運搬に要する費用（交付対象者が自ら自動車等を使用し、運搬した場合における燃料費を除く。）

(3) その他、町長が必要と認める費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた額とする。ただし、100,000円を限度とし、1,000円未満を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に、小豆島町空き家家財道具処分補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、小豆島町空き家家財道具処分補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定に当たって必要と認めるときは、条件を付することができる。

(補助対象事業の変更等)

第9条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）が補助対象事業の内容等を変更又は中止しようとするときは、小豆島町空き家家財道具処分補助金変更・中止承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 町長は、前項の変更又は中止を承認した場合は、小豆島町空き家家財道具処分補助金交付決定変更・中止承認通知書（様式第4号）を補助対象者に通知するものとする。

(補助対象事業の完了報告)

第10条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了日から30日を経過した日又は交付申請があった年度の3月10日のいずれか早い日（その日が小豆島町の休日を定める条例（平成18年小豆島町条例第2号）第1条第1項に規定する町の休日に当たるときは、町の休日の翌日）までに、小豆島町空き家家財道具処分補助金完了報告書（様式第5号）に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、特別な事情があると町長が認める場合にあつては、この限りでない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、小豆島町空き家家財道具処分補助金確定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助対象者は、前条の通知を受けたときは、小豆島町空き家家財道具処分補助金請求書（様式第7号）により、町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求を受けて補助金を交付する。

(補助金交付決定の取消し及び返還)

第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 補助金交付決定に付された条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他の不正手段により、補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助対象者が、補助金の交付を受けてから3年が経過する日までに3親等以内の親族間で売買契約又は賃貸借契約を行ったとき。

2 町長は、前項の処分を決定したときは、小豆島町空き家財道具処分補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により、補助対象者に通知するものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。